

令和7年度 認知症対応型共同生活介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	サービスの提供の記録	指定認知症対応型共同生活介護を提供した際の、提供したサービスの具体的な内容や利用者の心身の状況が記録されていない事例がありました。ついては、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際は、当該指定認知症対応型共同生活介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。	区条例第9号第115条第2項 基準省令解釈通知第3の五の4の(2)②	1
2	利用料の受領	特殊寝台等の利用者の処遇上必要な福祉用具について、利用者に負担させている事例がありました。利用者から支払いを受けるにあたっては、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとしてください。	区条例第9号第116条第3項第4号 基準省令解釈通知第3の五の4の(3)② 「利用者からの費用徴収について」 (28福介発第10643号)	1
3	具体的取扱方針	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、身体的拘束を行う場合の検討や記録について、一部不足している事例がありました。緊急やむを得ず身体的拘束を行った際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適切に記録してください。また、緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことを組織等として検討し、その具体的な内容を記録してください。	区条例第9号第117条第5項及び第6項 基準省令解釈通知第3の五の4の(4)③	3
4	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていませんでした。必要な事項を適切に定めてください。	区条例第9号第122条第1項第7号 基準省令解釈通知第3の五の4の(8)	2
5	勤務体制の確保等	従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていませんでした。全ての通所介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	区条例第9号第123条第3項 基準省令解釈通知第3の五の4の(9)④⑤	1
6	協力医療機関等	協力医療機関の名称等を年に1回以上区に届け出ていませんでした。協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を年に1回以上、区に届け出てください。	区条例第9号第125条第3項 基準省令解釈通知第3の五の4の(10)③	1
7	業務継続計画	業務継続計画の研修及び訓練が実施されていませんでした。必要な研修び訓練をそれぞれ年2回以上実施してください。	区条例第9号第128条で準用する第32条の2第2項 基準省令解釈通知第3の五の4の(12)③④	1
8	秘密保持	利用者本人又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第9号第128条で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の五の4の(16)で準用する第3の一の4の(26)③	1

令和7年度 認知症対応型共同生活介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
9	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故について、速やかに漏れのないよう報告してください。	区条例第9号第128条で準用する第40条第1項 基準省令解釈通知第3の五の4の(16)で準用する第3の一の4の(30)	3
10	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会において、検討事項が不足している事例がありました。虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討してください。	区条例第9号第128条で準用する第40条の2第1項第1号 基準省令解釈通知第3の五の4の(14)①	1
11	感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修及び訓練をそれぞれ年2回以上実施すること	区条例第9号第128条で準用する第59条の16第2項 基準省令解釈通知第3の五の4の(13)②	2
12	給付費の算定 (身体拘束廃止未実施減算)	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の記録を行っていなかったため、事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第126号別表5の注2 留意事項通知第2の6(2)	3
13	給付費の算定 (看取り介護加算)	看取り加算の算定に当たって、医師等多職種が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等から説明を受け計画に同意している者について、算定が可能です。しかしながら、利用者の介護に係る計画が作成されていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。	厚告第126号別表5の注10 留意事項通知第2の6(9)	1